令和８年度新宮市立医療センター奨学金貸付募集要項

新宮市は、看護師や助産師として新宮市立医療センターに就職を希望する学生の皆さんに、在学中に必要な費用の一部を奨学金として貸し付けることにより、修学を支援します。

１．貸付の対象者

看護師または助産師を養成する学校に在学中または令和８年４月に入学予定の者で、卒業後すぐに当院に看護師または助産師として勤務する意思を有する者とします。

２．貸付の人数

１０人以内

３．貸付の金額

月額５０，０００円

４．貸付の期間

令和７年１０月から正規の修学年限が終わるまでの期間です。

※但し令和8年4月に入学予定の者は、令和8年4月から正規の修学年限が終わるまでの期間です。

５．貸付の方法

原則として、毎月２０日に当該月分を受取人口座に入金します。

６．貸付の取り消し等

疾病その他の事由により休学した時は、貸付を停止します。また、次のいずれかに該当することとなった場合には、貸付を取り消します。

①退学した時
②死亡した時
③心身の故障その他の事由で修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
④素行または学業成績が著しく不良になったと認められるとき
⑤その他市長が不適当と認めたとき

7．貸付の返還

貸付が取り消されたとき、貸付終了後に当院へ就業しなかったとき、貸付を受けた期間に満たずに当院を退職したときは、３か月以内に全額を返還していただきます。

8．返還の免除

奨学金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還が免除されます。

①看護師または助産師の養成する学校を卒業後、直ちに当院で看護師または助産師として就業し、貸付を受けた期間以上勤続したとき。
なお、当院の採用試験を受験して合格する必要があります（奨学金の貸し付けを受けることで採用が約束されるものではありません）。

②①の就業期間中において、死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなり退職したとき

9．申請の手続

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類をそろえて当院の申請窓口（事務局庶務課庶務係）へお申し込み下さい。

①看護師・助産師奨学金貸付申請書（様式第１号）
※連帯保証人は、独立の生計を営む者２人が必要です。また、配偶者は、連帯保証人にはなれません。

②履歴書（顔写真貼付）　（当院指定）

③学校の成績証明書（在学期間が１年未満の場合は最終卒業学校のもの）

※申請書や履歴書は当院ホームページでダウンロード可。

10．申請の期間

令和７年６月１０日（火）から７月８日（火）まで

①持参の場合：土・日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで

②郵送の場合：「書留」で、申込締切日午後５時までの必着

11．面接日

令和７年７月２６日（土）　※時間は追って通知します

12．貸付の決定

令和７年８月中旬（予定）

提出された申請書類の審査および面接を行い、奨学金の貸付の適否を決定し、通知します。貸付が決定した後は、看護師・助産師奨学金貸付に関する誓約書など、必要書類を提出することになります。

13．提出先および問合せ先

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏18-7
新宮市立医療センター　２階　庶務課　庶務係
TEL 0735-31-3333（代表）　内線2206